

令和元年 9 月 9 日

中国地方教育機関留学生担当部署 御中

広島出入国在留管理局就労・永住審査部門

留学生の就職支援に係る専用の相談窓口の開設について

日頃から出入国在留管理行政に御理解とご協力をいただき御礼申し上げます。

さて、当局では、政府が取り組んでいる外国人材の活躍促進に向けた新たな施策の一環として、外国人留学生の国内での就職を支援するため、在留資格変更申請に係る事前相談の専用窓口を下記のとおり設置することとしましたので、貴校所属で対象となる方々にご周知いただけますようお願いいたします。

記

1 実施開始日

令和元年 10 月中

2 設置場所

広島出入国在留管理局就労・永住審査部門

3 相談対象者

相談対象者は、原則として、次のアないしエのとおりとし、1 回の相談に同席できる人数は 3 人までとします。

ア 在留資格「留学」をもって在留中の者

イ 継続就職活動者として在留資格「特定活動（告示外）」で在留する者

ウ 教育機関関係者

エ 企業関係者

4 対応日時

開庁日の午前 9 時～12 時及び午後 1 時～4 時。1 回当たり最長 30 分間。

5 実施方法

- (1) 相談窓口は事前予約制です。相談希望日の 3 開庁日前の正午までに、必要事項を記載した「留学生の就職相談予約申出書」を、広島出入国在留管理局就労・永住審査部門の F A X 番号（082-221-3849）へ送付してください。

(例) 相談希望日が 10 / 7 (月) の場合、3 開庁日前は 10 / 2 (水)。

(2) 相談希望日の2開庁日前の午後4時30分までに、受付日時及び時刻を記載した「予約受付票」を、「連絡先FAX番号」に送付します。

6 注意事項

(1) 上記5(1)の専用FAX番号以外へ送付された予約申出書をもって、本件事前予約の受付はできませんので、御注意ください。

また、本件事前予約以外の用件を同専用FAX番号に送付された場合にも、対応はいたしかねます。

(2) 予約申出書の「日中連絡先電話番号」及び「連絡先FAX番号」欄には、相談者本人又は教育機関・企業の番号を記載してください。これ以外の番号が記載されていることが判明した場合や記載そのものがない場合、事前予約の受付はできません。

(3) 予約受付票受領後の、相談者側の都合による予約日時の変更については対応できませんので、御了承ください。

(4) 予約をキャンセルされる場合は、予約日時の前に就労・永住審査部門あてにファクシミリ(082-221-3849)で御連絡ください(様式は任意)。

無断キャンセルをされた場合やキャンセル件数が多い相談者・機関等については、次回以降の予約をお断りすることがあります。

(5) 予約日時に遅れる場合には、予約時間の前に就労・永住審査部門あてに電話(082-221-4412)で御連絡ください。

事前連絡をいただいた上で予約日時に遅れた場合で、終了予定時刻までに時間があるときは、同時刻まで相談に応じることは可能です。

(6) 予約件数が多い場合には、御希望に添えない場合があります。希望日時に対応不可能である場合には、「日中連絡先電話番号」に連絡します。